

## 『地方税務職員のための 事例解説 税務情報管理とマイナンバー』補遺・正誤表

本書第1刷（令和元年8月5日発行）の内容について追記事項及び一部誤りがございましたので、下記のとおりお知らせ及びお詫びして訂正いたします。

● 6頁 27行目

「～いまこの関係を図示すると図1のとおりになる。」の前に「その後、平成23年度税制改正において、法第22条に「地方税の徴収に関する事務」が追加されたことにより、滞納者名及び滞納税額の一覧等が新たに同条の対象とされた。」を追加。

● 32頁 11行目

誤	正
社会保障・番号大綱	社会保障・税番号大綱

● 42頁 12行目

第1刷	追記
第19条第9号	第19条第9号(注：現行法10号)

● 67頁 27行目

誤	正
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）」	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号に基づき同条14号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」（平成27.7.15特定個人情報保護委員会規則第1号）」

● 248～250頁「1照会・証明請求に応じることを許容していると認められる法律(例)中

「道路交通法第51条の5第2項」欄の下に以下を追加する。

健康保険法第180条第4項、厚生年金保険法第89条	社会保険事務所長	健康保険、厚生年金保険の保険料徴収事務のため	資産、課税、滞納状況	保険料の滞納処分について、国税徴収法141条の規定による質問検査権があり、健康保険法第213条の2、厚生年金保険法第103条の2に調査拒否等に対する罰則規定があるので照会に応じることは適法なも
---------------------------	----------	------------------------	------------	--

				のとして許容されているものと解される。
--	--	--	--	---------------------

● 250～251頁「2 照会・証明請求等に応じることを許容していないと認められる法律（例）」中、251頁4段目「健康保険法第180条第4項、厚生年金保険法第89条」の項を削除。

以上